



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース

－介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

全国でも都道府県・市区町村への「自治体交渉」の取り組みの具体化を！

厚労省は「各調査結果をもとに、実態に即した介護報酬の改定を行う」と説明

介護ウェーブ「第1弾・厚生労働省交渉」を実施(2008年7月2日)



2009年に予定されている介護保険法改正を控え、改定に対する厚労省の考え方や方向性などを明らかにすることと併せ、昨年来取り組んできた賛同署名に全国の事業所から寄せられた「意見・声」を厚労省に伝えることを目的の一つとし、交渉を行いました。

冒頭、民医連に寄せられた全国の事業所からの「意見・声」を伝えた後、厚労省から要請項目の回答を受け、具体的な内容についてのやりとりを行いました。

介護報酬の設定は、介護職員の適切な賃金モデルや、事業者が適正に運営できる報酬基準に基づいて決められているのではなく、賃金モデルや報酬基準もない中で、介護報酬全体の枠内で検討し決定していることが、厚労省の説明で明らかになりました。

○ 「軽度者を介護給付から外す」財務省案は、厚労省としては考えていらない

介護報酬の改定については、現在実施している調査結果を基に事業者の経営状況や介護職員の賃金等の状況をふまえ、実態に即した改定を行う考えであることが説明されました。しかし、調査結果がまとまるのは秋のため、8月末までに決定される09年度予算の概算要求基準（シーリング）には、直接反映されないという重大な問題が明らかになりました。介護報酬改定率の決定時期については例年12～1月ですが、09年改定は各調査結果に基づいて検討を行っていくため明確な次期は今のところ未定との回答でした。

事務負担の軽減策については、09年4月を待たずにできるものから順次、実施していくこと、また、厚労省が推奨している新型特養に低所得者が入所できない問題については、「ホテルコストのため入所できないのはおかしい」との認識を示しましたが、具体的な対策についてはふれませんでした。

5月13日に財務省が示した、軽度者（要介護2以下）を介護給付から外し、介護給付費の削減をする等の考えについては、厚労省としてはそのような考えはないという認識を示しました。

○ 「指導監督」について、介護保険制度は自治事務で全国一律にすることが難しい

指導監督の自治体ごとにバラツキがある実態については、厚労省としても認識しており、調査で実態を把握し対応することが述べされました。具体的には、自治体で独自に定めているマニュアルが法令を超えていないか等について調査し、改善していく方針であることが説明されました。自治体に対して必要な指導を求めた点については、介護保険制度はあくまでも“自治事務”との理由から対応の難しさを強調し、具体的な回答は避けました。

○ 介護ウェーブ「第2段・厚生労働省交渉」は9月頃の実施で準備します

次回は介護報酬を中心に、より具体的な要求を提出し実施します。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp